

## 合理化事業計画の概要

### 1 合理化事業計画の法的根拠

国において昭和50年5月「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」を制定した。

法律の趣旨は、下水道の整備等により一般廃棄物処理事業者が受ける著しい影響を緩和し、経営規模の適正化等を図るための計画（以下「合理化事業計画」という。）を実施することにより、業務の安定を保持し、廃棄物の適正な処理に資することを目的としている。

市町村は、合理化事業計画を策定し、都道府県知事の承認を受けることができるとなっている。

し尿の収集処理は、下水道等によるし尿処理への転換が完了する直前まで、全体の規模を縮小しつつも安定的に行う必要があり、市町村の取組として、一般廃棄物処理業等の安定を保持するための事業であって実施が可能な事業転換や資金上の措置等を合理化事業とするよう定められている。

国の合理化事業計画策定要領の中では、実施の具体例として、ごみ処理、下水道汚泥運搬処分、下水道処理施設・管路施設の維持管理、農業集落排水施設の維持管理、道路清掃管理、その他市町村が民間事業者へ委託することができる業務及び転廃交付金等の交付が示されている。

### 2 長野市の合理化事業計画の実施状況

#### （1）経過

本市では、昭和34年度から供用が開始された単独公共下水道及び平成2年度から供用が開始された千曲川流域関連公共下水道等の整備が進み、し尿収集量は平成8年度をピークに減少の一途を辿っている。

このことにより、大きな影響を受けている旧長野地区の業務を行っているし尿収集委託事業者（長野市生活環境協同組合）と合理化事業について検討をしてきた。

平成12年度にし尿収集委託事業者へ金銭的な資金援助を行う内容の合理化事業計画を策定し、次数を重ね実施してきている。

転換業務（市の委託業務）についても、し尿収集委託事業者及び市内各課と検討を行ったが、代わりとなる業務は見出せなかった。

平成24～26年度までの第五次合理化事業計画について、審議会からの答申に基づき計画書を策定し、現在、長野県に申請している。

## （２）実施内容

合理化事業計画は、収集範囲が広く、影響の大きな旧長野地区で委託で収集を行っている事業者を対象とし、平成12年度から3年毎に見直しながら実施している。

現在、平成21～23年度までの第4次合理化事業計画（し尿収集車両減車1台当たり、2,175万円、減車台数10台）を実施している。

### 第一次～四次の計画内容

	収集量 計画初年度 (k1)	事業所数	収集車両 台数	減車 台数	交付金額 1台当たり(千円)	交付金額合計 (千円)
第一次計画 (H12～H14)	142,449	15→11	72→58	14	26,520	371,280
第二次計画 (H15～H17)	111,535	11→8	58→40	18	26,520	477,360
第三次計画 (H18～H20)	83,277	8→4	40→31	9	26,520	238,680
第四次計画 (H21～H23)	51,605	4→4	31→21	10	21,750	217,500
計	第四次では第一 次の36%に減少	15→4	72→21	51		1,304,820

### 申請中の計画内容

第五次計画 (H24～H26)	36,780	4→4	21→15	57	21,530	129,180
--------------------	--------	-----	-------	----	--------	---------

※1台当たり交付金額は、国の公共用地の取得に伴う損失補償基準により積算